

山形労働局長殿

労働法制改悪を阻止するための全国運動実行委員会
連絡先：コミュニティユニオン全国ネットワーク
全国一般労働組合全国協議会

要 請 書

いま日本社会にあって、労働者市民の生活は非正規労働の拡大によって貧困と格差問題は深刻となり、また、正社員であっても長時間労働に起因する過労死、メンタル疾患の拡大が大きな社会問題となっているところです。都市と地方間の格差についても深刻なものがあります。政府においてはこれらの諸問題解決のための施策を喫緊のものとして実施することが求められています。

しかし、現在、政府が進めようとしている「働き方改革」関連法案なるものはこの課題を解決しないばかりか、逆に労働者の生活を更に破壊して、貧困層を増大させ格差を拡大するばかりか、過労死などの増加が容易に想像できる法改悪を進めようとしています。この過程に於いて労働実態調査のデータねつ造問題まで発覚したところです。極めて遺憾な事であり、厳しく反省される事を求めます。

私たちはこうした労働行政の現状の転換を求め、「8時間働けば暮らせる社会」を実現するために全国キャラバン行動を展開しております。

つきましては貴職に以下要請いたします。

記

- 1, 「働き方改革」関連法案について
 - 1) 「働き方改革」関連法案を撤回し、労働実態を改めて調査し、労働政策審議会における審議を充実させること。並びに高プロ制度の導入しないよう本庁へ具申すること。
 - 2) 労働時間管理、時間外労働への監督を強め、違法残業の取り締まりを強化すること。
 - 3) 超時間過密労働による労災申請にあたっては速やかに調査を行い、認定にあたること。
- 2, 8時間働けば暮らしていける賃金の実現について
 - 1) 最低賃金審議会の公開原則を堅持し、労働者の多様な意見を聴取すること。
 - 2) 最低賃金を今すぐ1000円に引き上げを行うとともに、労働者が最低の生活を維持できるために、1500円へと引き上げるよう本庁に具申すること。
 - 3) 非正規労働者について労契法20条による不合理な差別を行わないようにすると共に、18条における無期転換を企業に督促すると共に、違法脱法行為による雇用の打ち切りに対して厳しく対処すること。
- 3, 外国人労働者の権利保障について
 - 1) 外国人技能実習生を雇用する企業並びに受け入れ団体の労基法違反を厳しく取り締まること。

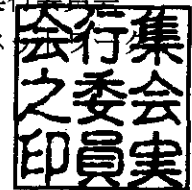
以上

2018年5月9日

岩手県知事
達増 拓也 様

労働法制改悪を阻止するための全国運動実行委員会

連絡先：コミュニティ・ユニオン全国ネ
全国一般労働組合全国協議会
パートユニオン盛岡
共生ユニオンいわて



「働き方改革」関連法案の撤回・廃案にむけての協力要請

岩手県民の安全、安心生活のため、日夜のご奮闘に敬意を表します。また、雇用問題など労働者に直接かかわる諸問題に関してのご努力につきましても感謝を申し上げます。

さて、安倍内閣は「働き方改革」を重要な政策として掲げて、今通常国会の所信表明演説でも「我が国に染みついた長時間労働の慣行を打ち破ります」「長年議論だけが繰り返されてきた同一労働同一賃金。いよいよ実現の時が来ました。雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、非正規という言葉、この国から一掃してまいります」と高らかに宣言しました。

しかし、「働き方改革」関連法案提出前の国会序盤から裁量労働制拡大の根拠となる「データ」がねつ造されていたことが発覚し、裁量労働制拡大は法案から削除せざるを得なくなりました。裁量労働制拡大が「働き方改革」の重要な柱であっただけに、通常であれば出直しが求められる事態です。

強い批判が広がるにもかかわらず、安倍内閣は4月6日、関連法案を閣議決定し、法案を国会に提出し、5月連休を前に審議入りを強行しました。提出された法案は、いっさいの労働時間規制を取り払う「高度プロフェッショナル制度」（法案にはこの名称はありませんが、便宜的に使用します）や、過労死ライン容認の時間外労働上限規制、現状追認といわざるを得ない均等・均衡待遇など、安倍首相の謳い文句とは正反対の内容となっています。これでは労働者の理解が得られるはずがありません。

4月2日報道の共同通信世論調査では、69.9%が「今国会で成立させる必要はない」となっており、「成立させる必要がある」は18.5%となっています。さらに4月7日報道の共同通信アンケート調査では、主要企業100社のうち「高度プロフェッショナル制度」に賛成する企業は、わずかに28%となっています。世論からの支持がないうえに、企業までもが一部制度に賛成していない現状では、法案提出の理由すら失っているといわなければなりません。法案の撤回が最も妥当な選択と考えます。

安倍内閣が進めようとしている「働き方改革」が国政上のこととはいえ、岩手県とも密接な関係があります。何よりも、県内の労働者に大きな影響を与えます。多くの労働者は、長時間労働の例外なき実質的な規制、労働者間の不合理な格差の是正、都市と地方間の格差の是正などを求めています。このような労働者の要求に沿うような行動を岩手県に期待しています。

私たちは、労働者の生活を更に破壊して、貧困層を増大させ格差を拡大するばかりか、過労死などの増加が容易に想像できる法改悪に反対し、労働行政の転換を求め、「8時間働けば暮らせる社会」を実現するために全国キャラバン行動を展開しております。

つきましては、下記の内容を申し入れますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 労働行政は、労働者の理解や合意の下で進められるべきものです。世論調査でもはっきりと示されている民意を受け止め、提出されている「働き方改革」関連法案は、撤回、廃案を政府に働きかけていただくようお願いいたします。
2. 長時間労働の根絶、労働者間の格差是正の推進にご尽力をお願いいたします。
3. 8時間働けば暮らしていける賃金の実現にむけて、県労働局に対して
 - ①県最低賃金審議会の公開原則を堅持し、労働者の多様な意見を聴取すること
 - ②最低賃金の地域間格差是正のために、最低賃金を今すぐ時給1000円に引き上げを行うとともに、労働者が最低の生活を維持するために、1500円へと引き上げることの2点を、県労働局ならびに最低賃金審議会に意見書提出をするなど働きかけをお願いいたします。
4. 県内でも、不当な解雇、残業代未払いなどの不法行為が絶えません。労働諸法規の遵守、労働争議の早期円満解決にむけて、各企業に対する指導や働きかけをお願いいたします。
また、外国人技能実習生を雇用する企業ならびに受け入れ団体の労働基準法違反が無きよう、労働行政との連携を強め、厳しく指導されることをお願いいたします。
5. 臨時職員、非常勤職員、嘱託職員を含めた県職員全体の労働条件の向上をお願いいたします。

以上